

**鳥取県告示第390号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称  
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 2 変更する事項  
確認検査の業務を行う事務所の追加  
名 称 米子事務所  
所在地 米子市米原九丁目7-30
- 3 変更年月日  
平成24年6月1日